

介護保険制度



介護保険課介護保険係
☎(63)2283

介護保険制度は、高齢化が進み深刻化する介護問題を社会全体で支える仕組みです。

制度運営の財源の1つである65歳以上の人の介護保険料は、4月からの制度改正の中で、負担が重くならないように保険料の据え置きと細分化を図りました。

介護保険サービスを利用した場合も、低所得者に対しては、利用料の負担を軽減する制度があります。この軽減制度を受けるには申請が必要となります。

利用料の負担を軽減します！

居住費(滞在費)、食費

所得による利用者負担段階(表1)に依り、介護保険施設入所(短期入所等)時の居住費(滞在費)や食費の負担限度額(表2)が定められ、利用者負担が軽減されます。

世帯全員が市民税非課税の人が対象になります。

表1 利用者負担段階

| 利用者負担段階 | 対象者 |
|---------|--|
| 第1段階 | ・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・ 生活保護受給者 |
| 第2段階 | ・ 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と所得の合計が80万円以下の人 |
| 第3段階 | ・ 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と所得の合計が80万円を超える人 |

表2 負担限度額(日額)

| 利用者負担段階 | 居住費(滞在費)の限度額 | | | 食費の限度額 |
|---------|--------------|---|------|--------|
| | ユニット型個室 | 準ユニット・従来型個室 | 多床室 | |
| 第1段階 | 820円 | 490円 ※介護老人福祉施設の従来型個室への入所、短期入所は320円 | 0円 | 300円 |
| 第2段階 | 820円 | 490円 ※介護老人福祉施設の従来型個室への入所、短期入所は420円 | 320円 | 390円 |
| 第3段階 | 1,640円 | 1,310円 ※介護老人福祉施設の従来型個室への入所、短期入所は820円 | 320円 | 650円 |



社会福祉法人、医療法人などの利用料

収入や世帯状況、利用料負担等を勘案し、生計が困難であると認められた人は、社会福祉法人や医療法人などが行うサービス(一部)を利用した場合、利用料が軽減されます。

次の要件にすべて該当する、世帯全員が市民税非課税の人が対象になります。

- 年間収入が1人世帯で150万円以下(世帯員1名増える毎に50万円を加算した額以下)
- 預貯金額等が1人世帯で350万円以下(世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下)
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない。
- 負担能力のある親族(市町村民税課税者等)などに扶養されていない。
- 介護保険料の滞納がない。

※申請を希望する人は、詳しい内容について介護保険係へお問い合わせください。